

## 公益的集客施設の運営における連携協力に関する協定書

水戸市と学校法人岩田学園水戸駿優予備学校（以下「駿優予備学校」という。）とは、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、水戸市及び駿優予備学校が相互に連携協力し、東日本大震災により運営休止となっている水戸市民会館ホールの機能を、駿優予備学校が所有する施設を代替的に利用することにより補完し、文化、芸術及び産業の振興を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （対象施設）

第2条 この協定の対象とする施設は、駿優予備学校が所有する駿優教育会館（水戸市三の丸1丁目1番42号）の大ホール（以下「ホール」という。）とする。

### （連携協力する事項）

- 第3条 水戸市は、第1条の目的を達成するため、ホールの利用促進に係る広報活動及び技術的支援に努めるものとする。
- 2 駿優予備学校は、ホールの運営に当たっては、広く市民の利用に供するとともに、公益性の高い事業での使用に関し、特別の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、水戸市及び駿優予備学校は、第1条の目的を達成するために必要と認める活動を行うものとする。

### （有効期間）

- 第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。
- 2 前項の有効期間が満了する日の30日前までに、水戸市又は駿優予備学校から何らの申出がないときは、この協定は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （個別協議）

第5条 水戸市及び駿優予備学校は、第3条に規定する活動の具体的な内容について、協議の上、別に定めるものとする。

### （その他）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書について疑義を生じたときは、水戸市及び駿優予備学校が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、水戸市及び駿優予備学校が署名の上、各1通を保有する。

平成24年8月30日

水戸市長

学校法人岩田学園  
水戸駿優予備学校理事長